

定年延長改正案閣議決定

労働条件の変更でどんな変化が?

ふ
な
み
ち

2021年
4月15日
第3529号

国家公務員の定年を引上げる国家公務員法改正案が閣議決定されました。昨年、批判を浴びた特例規定がなくしたものとなっています。国家公務員と密接に関わる地方公務員も、国に引上げに準じて条例改正するとされています。

地方公務員の改正案については、昨年の国会で継続審議扱いとなつており、今回の改正案と同時進行で進められています。

地方公務員の定年延長も同じ時期に行われることが望ましいと考えていることから、準備・周知期間もふまえて施行日が1年先送りにされています。

今回の改正案の内容は

・定年の引き上げ

2023年4月1日施行、2023年から2031年にかけ2年ごとに1歳ずつ段階的に65歳まで年齢を引き上げていく。

・役職定年制の導入（管理監督職勤務上限年齢制）

①管理監督職の職員は60歳の誕生日から最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。

②役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合



・高齢期

①人事評価について検討を行うこと、
②公表後速やかに人事評価を順次講ずること、
③所要の措置を講ずることを規定する。

・60歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、定年前の7割（役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員は、異動前の月額の7割水準）。

※検討条項として、政府は、①60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう人事院において定年引上げ完成の前に所要の措置を順次講ずること、
②公表後速やかに人事評価について検討を行い施行日までに所要の措置を講ずることを規定する。

に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができます。勤務させることがでできる特例を設ける。

「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

②定年前再任用短時間勤務制の導入・60歳に達した日以降定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用することができる制度を設ける。

最大の問題点として、60歳に達した以後の最初の4月1日以降、同じ仕事をしても給与水準が7割に引き下げられてしまうこと。

職務給の原則から考えれば同じ額が支給されて当然です。法律で水準を決めるのではなく情勢適応の原則から、60歳以降の賃金水準についても民間の給与実態調査結果の反映をしていくことが基本ではないでしょうか。

定年が延長されることについて身体的に厳しいという声も聞かれます。働く方は大変良いのですが、無理をして働き、体を壊しては元も子もありません。現業職場では特に体力を必要とする職場であります。働くことは元も子もありません。現業職場では安心して暮らせる社会についても考えなければいけません。

安心して暮らせる社会についても考えなければいけません。特に体力を必要とする職場であります。働くことは元も子もありません。現業職場では安心して暮らせる社会についても考えなければいけません。

同法の検討条項として規定されていますが、人事評価制度について市職労では反対の声をあげ続けています。

市では継続雇用制度による再任用で65歳まで働くことができるよう確立されています。年金支給の繋ぎという実態もあります。

業生活設計の支援

①60歳以後定年前に退職した者が定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、

退職手当・60歳に達した以降に、その年の新規採用が行えないことになります。

げ期間は定年延長で定年退職者が発生しない年度が隔年で生じ、その年の新規採用が行えないことになります。

※内閣人事局と交渉に当たった自治労連賃金権利局公務労組連絡会には船橋市職出身の本部役員も参加しています。組合員の声を届けることで公務労働者の生活改善、公務公共サービス・教育の拡充など、国民的な課題と結びつけ取り組んでいます。

組合に加入し一緒に勤務条件改善に取り組んでいきます。

どうしようか考えていく方、組合に加入していない方、改善に取り組んでいきませんか？

定年の段階的引き上げ期間では、定年延長者、短時間再任用職員、暫定フルタイム再任用職員、暫定短時間再任用職員、定年前再任用短時間職員など多くの働き方が混在することによる双方のやりにくさや混乱が生じることが懸念されます。それらを回避する対応が必要と考えます。

また、定員の問題も解決しなければなりません。この段階的引上

組合事務室前掲示板に「関係団体などの行事・署名」コーナーを設置しました。興味のある行事や賛同する署名がありましたらお願いします。

最近の「ベア」は

民間の労働組合は、企業の経営側と賃金引き上げなどの交渉をしますが、毎年2、3月ごろに全国の組合が、様々な要求とともに一斉に「給料を上げて」と企業の経営側に要求し交渉を行うので、春闘と呼ばれます。

「ベア」って何

基本給を引き上げる、いわゆる「ベースアップ」のことを「ベア」と言います。が、年齢や勤続年数による「定期昇給」とは違つて、ボーナスや時間外手当を算出する基準である基本給がアップすることは労働者側からすれば願つてもないことです。しかし経営側にしてみれば真逆のことで、それゆえにベア交渉は難航します。

そもそも春闘とは

界に賃上げをお願いしたため、「官製春闘」などとも呼ばれていました。こうしたことでもう一つ、賃上げ率は2014年からコロナ禍の前までは2%を超えていました。

21ベアはどうなる

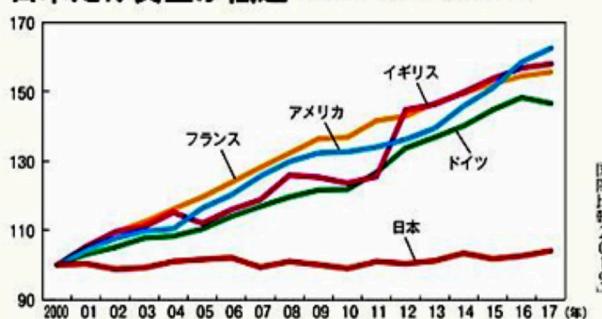
春闘後半戦の課題

昨年の秋闘から3月までが前半戦、4月から7月頃までが後半戦ですが、新型コロナ感染拡大はこの1年3か月の間に世界で250万人、国内でも8千人以上が著しく制限される中、解雇や雇止めによる失業も増えました。

地域医療構想による医療・公衆衛生体制のひどが改善されていません。

高まるコロナ禍での医療機関の減収補てん要求が一定発揮された結果です。

日本だけ賃金が低迷 2000年を100とした場合



そのような状況の中でも中小労組が大手大企業労組よりも一週間早い回答日に正規労働者と格差は正の必要性が社会問題化しています。女性の雇用者数はコンダードーと貧困と格差は正の必要性が社会問題化しています。女性の雇用者数はコロナ禍で倍以上の減少幅となるなど、ジェンダーグレードーと貧困と格差が露呈しています。男性の正規雇用労働者の賃金を100とすると、女性の非正規雇用の賃金は27.1%にすぎません。低賃金で働く女性や若者、エッセンシャルワーカーの方々の、またもな生活をつくるための賃金の大幅引き上げ・底上げ

公立・公的病院を統廃合ではなく拡充し、保健所の体制強化が必要です。

またコロナ禍の痛みが非常な事態が放置されたままです。

医療機関の減収補てん要求にも答えていません。医師や看護師、保健師などはボーナスが減額されるなど、異常な事態が放置されたままであります。

法改正で、病院に消費税で給付金を配付する事業もやめようとしています。民間の賃上げが進まなければ、公務員賃金のマインアスも必至で、そうなれば地域経済はさらに冷え込みます。景気の好循環を築くためにも、公務員も民間も力を合わせて共に奮闘することが大事です。

同好会補助金

申請を受け付けます

【募集期間】

5月10日(月)～5月28日(金)

【手続き】

申請書が組合事務室にあります。ご連絡下さい

TEL 047-436-3093
担当 松山



公務労働者は

500円の実現に向けた取り組みの具現化が重要です。

民間の賃上げが進まなければ、公務員賃金のマイナスも必至で、そうなれば地域経済はさらに冷え込みます。景気の好循環を築くためにも、公務員も民間も力を合わせて共に奮闘することが大事です。

忘れていませんか？慶弔金

組合員の方で、結婚、出産、お子さんの入学（小・中・高・中卒後就職）、長期勤続祝い（15・20・25・30・35・40年）など慶弔金の申請をお忘れになっている方はいませんか。

慶弔金は事由発生後2年内に申請しなければ無効になります。

今一度確認をお願いします。



春闘の大不況だからこそ大幅賃上げ！

